13　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

［略］

［第２～第５　略］

別紙様式第５号（第18条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行（特例企業会計基準等適用法人等である銀行を除く。）にあつては、この様式中、第２　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［略］

13　［同左］

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

［同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第５号（第18条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下５において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行（特例企業会計基準等適用法人等である銀行を除く。）にあつては、この様式中、第２　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［同左］